

質問に対する回答

子ども・女性政策課

No	質問項目	質問	回答
1	<p>●(1) 子ども・女性部の施策に係る広報</p> <p>③広報媒体及び回数 広報内容及び想定ターゲット層に応じて、下記(ア)・(イ)の広報媒体を活用し、契約期間内に8回以上の広報を実施すること。</p>	<p>●広報内容及び想定ターゲット層に応じて、下記(ア)・(イ)の広報媒体を活用し、契約期間内に8回以上の広報を実施すること。とありますが、(ア)と(イ)の広報の回数の合計が8回以上であれば、その内訳に指定はないという認識でよろしいでしょうか。 (例：(ア)を7回実施、(イ)を2回実施)</p>	<p>ご認識のとおり、内訳の指定はありません。</p>
2	<p>●仕様書2P(ア) デジタルを活用した広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した広報を実施する場合は、広告内容に応じて、地域・年齢・性別・興味関心等のターゲティングを設定するとともに、想定配信期間及び想定表示回数を提案すること。 ・新規でSNSアカウントを開設し、当該アカウントにおいて、広告を用いない通常投稿のみで広報を実施する場合は、4,000人以上のフォロワー等の獲得が見込める運用計画を策定し、提案すること。なお、当該アカウントの投稿を引用または活用したターゲティング広告(SNS広告)を実施する場合は、このフォロワー等の獲得要件は適用しないものとする。 	<p>●SNSのターゲティング広告の打ち出しもしくは(新規 or 既存)アカウントを用いた純粋な情報発信のどちらかを選べるという意味でしょうか。</p>	<p>ターゲティング広告と通常投稿の双方の実施を求めるものではないので、いずれか一方を選択いただいで構いません。</p>